

事務連絡

平成17年10月11日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

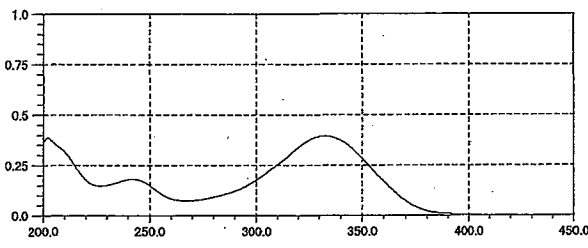
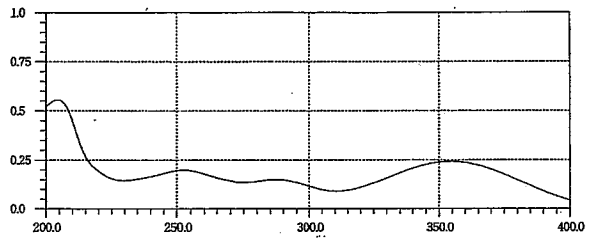
第十四改正日本薬局方第二追補正誤表の送付について

平成17年2月に送付致しました、第十四改正日本薬局方第二追補につき、別添のとおり正誤表を送付致します。



第十四改正日本薬局方第二追補正誤表

頁	行	正	誤
11 右	↓ 4	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン混液 (9 : 1)	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン (9 : 1)
12 右	↓ 13	塩酸チアラミド、定量用 $C_{15}H_{18}ClN_3O_3S \cdot HCl$ [医薬品各条、「塩酸チアラミド」ただし、乾燥したものを定量するとき、塩酸チアラミド ($C_{15}H_{18}ClN_3O_3S \cdot HCl$) 99.0%以上を含むもの]	塩酸チアラミド、定量用 「塩酸チアラミド」。ただし、乾燥したものを定量するとき、塩酸チアラミド ($C_{15}H_{18}ClN_3O_3S \cdot HCl$) 99.0%以上を含むもの。
13 左	↑ 3	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン混液 (9 : 1)	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン (9 : 1)
15 右	↑ 9	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン混液 (9 : 1)	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン (9 : 1)
16 右	↑ 11	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン混液 (9 : 1)	移動相：ブシ用リン酸塩緩衝液/ テトラヒドロフラン (9 : 1)
17 左	↑ 21	メトクロプラミド、定量用 $C_{14}H_{22}ClN_3O_2$ [医薬品各条、「メトクロプラミド」ただし、乾燥したものを定量するとき、メトクロプラミド ($C_{14}H_{22}ClN_3O_2$) 99.0%以上を含むもの]	メトクロプラミド、定量用 「メトクロプラミド」。ただし、乾燥したものを定量するとき、メトクロプラミド ($C_{14}H_{22}ClN_3O_2$) 99.0%以上を含むもの。
20 左	↓ 1	アセトヘキサミドの条純度試験の項 (4) の目を削除し、基原の項、性状の項及び純度試験の項 (5) の目を (4) に繰り上げ、次のように改める。	アセトヘキサミドの条基原の項、性状の項及び純度試験の項 (5) の目を次のように改める：
20 左	↓ 12	(4) 類縁物質	(5) 類縁物質
25 左	↑ 13	注射用セフェピム塩酸塩	注射用セフェピム塩酸塩水和物
31 右	↓ 15	本品をめのう製乳鉢を用いて粉末とし、表示量に従い	本品を 20 個以上とり、その質量を精密に量り、めのう製乳鉢を用いて粉末とする。表示量に従い
41 右	↑ 21	約 7 分	7 分
48 左	↓ 4	セフロキシムアキセチルの構造式 	セフロキシムアキセチルの構造式 

頁	行	正	誤
74 右	↓18	アトロピン	硫酸アトロピン
74 右	↑10	アトロピン	硫酸アトロピン
74 右	↑6	アトロピン	硫酸アトロピン
74 右	↑2	アトロピン	硫酸アトロピン
89 右	↓3	異常毒性否定試験 本品に生理食塩液を加えて5mL中に4000単位を含むように調製し、試料溶液とする。体重約350gの栄養状態のよい健康なモルモット2匹以上を使用し、1匹当たり試料溶液5.0mLずつを腹腔内に注射し、7日間以上観察するとき、いずれも異常を示さない。	異常毒性否定試験 本品に生理食塩液を加えて5mL中に4000単位を含むように調製し、試料溶液とする。体重約350gの栄養状態のよい健康なモルモット2匹以上及び約5週間後の栄養状態のよい健康なマウス2匹以上を使用し、モルモット1匹当たり試料溶液5.0mLずつを、マウス1匹当たり試料溶液0.5mLずつを、それぞれ腹腔内に注射し、7日間以上観察するとき、いずれの動物も異常を示さない。
140 左	↑5	揮発性の緩衝液	揮発性緩衝液
155 左	↓4	たん白質濃度	たん白濃度
110 左	中段	ピロキシカム  本品 0.1g + メタノール/0.5mol/L 塩酸試液混液 (490:1) を加えて 200mL, この液 1mL + メタノール/0.5mol/L 塩酸試液混液 (490:1) を加えて 100mL	ピロキシカム  メタノール/0.5mol/L 塩酸試液混液 (490:1) 溶液 (1 → 200000)